

動薬協会発 116 号
令和 3 年 12 月 21 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

年末年始に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等
に関する防疫対策の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（3 消安第 4985
号）がありましたので、お知らせします。

3 消安第 4985 号
令和 3 年 12 月 17 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(写)

3 消安第4985号
令和3年12月17日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始等に向けたアフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策については、「夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（令和3年7月21日付け3消安第2459号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の遵守徹底の指導及び万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

海外においては、特に中国、ベトナム、フィリピン等のアジアにおいて、アフリカ豚熱の発生が継続しており、旅客が携帯品にて違法に持ち込もうとした豚肉製品からもアフリカ豚熱ウイルス及びその遺伝子が検出されているところです。また、ヨーロッパやアジアをはじめとして、世界各地において、高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しており、これらの家畜伝染病が様々なルートから我が国に侵入するリスクがあります。

我が国においても、本年11月10日以降、本日までに9件の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されているほか、豚熱についても、本年は13件発生しており、野生いのししにおける豚熱ウイルス陽性確認地域も拡大しています。

年末年始等を迎え人の往来の増加が見込まれること、今後も渡り鳥が飛来・滞在するシーズンが続くことから、引き続き、緊張感を持って防疫対策にあたることが重要です。つきましては、これらの伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、家畜の所有者を含めた、市町村、関係機関、関係団体等に対して、下記の事項を周知いただき、アフリカ豚熱、豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策に万全を期すよう、指導の徹底を改めてお願いいたします。

記

1 早期発見・通報及び農場への病原体侵入防止の再徹底等

地域や関係団体とも連携の上、①日々の健康観察を行い、特定症状等の異状が見られた場合に家畜保健衛生所に早期通報を行うよう指導すること。特に、防疫関係者の人員確保や防疫資材の確保に時間を要することが見込まれる年末年始については、日々の飼養管理において、例えば午前中に家さんの健康観察を行い、異状が認められた場合には速やかに届け出るようにするなど早期発見に努めるよう指導すること。また、②家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。加えて、③防護柵、防鳥ネットの確認及び人・車両の出入りの厳重管理、④農場周辺の消石灰散布などの消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導又は助言を実施すること。

2 緊急時における連絡体制の確保及び周知

休日、年末年始等においても、万が一の発生の際の連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制の確認を行うとともに、管轄する家畜保健衛生所の通報先を家畜の所有者、飼養衛生管理者、獣医師等に改めて周知すること。あわせて、防疫措置の初動対応が迅速かつ的確に図られるよう、資材の調達先、人員の動員元等との間で緊急連絡体制を確認すること。

3 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な埋却地、人員及び防疫資材等の事前確保

本年10月に一部変更を行った各疾病の特定家畜伝染病防疫指針において規定されているとおり、①家畜の飼養者に対し、防疫措置に伴い必要となる埋却地及び焼却施設等の確保状況について確認を行い、十分でない場合は、防疫指針に基づく調整を行うこと。また、②発生に備え、防疫作業時の動員計画を事前に策定し、家畜衛生担当部局のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図ること。加えて、作業人員が不足する場合に、動物衛生課を通じて農林水産省や家畜改良センターの職員、他県の家畜防疫員の派遣要請を行い、速やかに殺処分等が行えるよう事前に計画すること。さらに、③動員計画とあわせて調達計画を事前に策定し、滞りなく防疫措置が実施されるよう、防疫作業に必要な防護服や長靴等の資材、運搬に必要な資機材及び運搬車等を確保すること。特に、防疫資材については、不足時に緊急的に購入できる業者の確認に加え、必要に応じて資材を追加確保すること。

4 病性鑑定に必要な検査試薬・人員の確保及び検査機器の整備点検

疾病の疑い事例が発生した際、適切な病性鑑定が実施できるよう、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を実施すること。

- 5 技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている畜産農家への注意喚起
母国を含めた海外から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起を行っていた
べくとともに、従業員の方が受け取っている国際郵便物等の中に違法な肉製品が
含まれている疑いがあった場合、都道府県に直ちに連絡するよう周知すること。

- 6 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底
昨年に引き続き、外務省から、COVID-19の世界的な感染の拡大の状況を踏まえ、感
染症危険レベルが高い国・地域への渡航を止めること、又は不要不急の渡航を止め
ることが呼びかけられているところであるが、畜産関係者等に対して、改めて、ア
フリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航を自粛するよう要請すること。